

【検査業】 研修の受講資格と研修時間（受講資格表）

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。
 各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示し、印は、研修不要のものを示します。
 経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。ただし、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。また、経験年数は、受講者の経歴・取得済み資格後における経験年数となります。

受講者の経歴・取得済み資格		研修の種類	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	備考 検査実施 台数	
			フォークリフト	不整地運搬車	整地・積み込み・運搬・解体用	掘削用	基礎工用	締固め用			コンクリート打設用
大学又は高専で、工学に関する学科を卒業した者		2年以上〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		4年以上〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者		7年以上〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10	
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上						18h	18h	5	
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h					18h	18h	5	
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h					18h	18h	5	
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	18h					18h	18h	5	
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	13h							5	
	1級四輪自動車整備士										
	2級ガソリン自動車整備士	1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10	
	2級ジーゼル自動車整備士										
	厚生労働大臣が定める者 厚生労働省労働基準局長が認める者	職訓法	港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定）	4年以上〔7年以上〕	35h						10
			フォークリフト運転科修了者	同上	35h						10
			1級2輪自動車整備士								
			2級2輪自動車整備士								
			2級3輪自動車整備士								
			3級3輪自動車整備士								
			3級自動車シャシ整備士	4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10
		3級自動車ガソリン・エンジン整備士									
		3級自動車ジーゼル・エンジン整備士									
		3級2輪自動車整備士									
		3級軽自動車整備士									
		3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者	3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10
		産車協；認定検査員研修受講者（フォークリフト）	不要	18h							S52.12.31までの受講者10
		産機工；同上（車両系建機）	不要			18h	18h	18h			
		建機工；コンクリートポンプ車認定点検員（平成3年9月30日までの認定者）	不要					10.5h			5
	研修講師（当該機械）										
特定（検査業所属検査者） 自主検査資格保有者	車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1年以上	-	18h	18h	18h	18h	18h	18h	5
		不整地運搬車	1年以上	18h	-	18h	18h	18h	18h	18h	
	車両系建設機械	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用	1年以上	18h		-	18h	18h	18h	18h	
		基礎工用	1年以上	18h		18h	-	18h	18h	18h	
		締固め用	1年以上	18h	18h	18h	18h	-	18h	18h	
高所作業車	コンクリート打設用	1年以上	18h	18h	18h	18h	18h	-	18h		
		1年以上	18h	18h	18h	18h	18h	18h	18h		

注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているのとみなされます。